

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

入札説明書

平成16年7月16日

可 児 市

目 次

入札説明書等の定義	1
対象事業の概要	1
事業者募集等のスケジュール	4
入札参加者に関する条件	5
入札書類の審査	11
提案に関する条件	12
事業実施に関する事項	14
契約に関する事項	15

入札説明書等の定義

可児市（以下「市」という。）は、可児市学校給食センター整備・維持管理等事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成16年6月4日に公表した可児市学校給食センター整備・維持管理等事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を特定事業として選定し、平成16年6月25日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。なお、本入札説明書に併せて配付する次に掲げる資料について本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 事業契約書案 市と特別目的会社（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

対象事業の概要

1 事業名称

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

2 公共施設等の管理者等の名称

可児市長 山田 豊

3 事業実施場所

- (1) 事業用地 可児市大森 25 番地
- (2) 敷地面積 9,460 m²（登記簿）

4 事業内容

(1) 事業目的

可児市学校給食センターは、昭和54年と60年に創業して以来、市内全小中学校へ「安全でおいしい給食」を提供してきた。もとより学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達を養うものであり、本市は特に食教育の重要性と学校教育に果たす役割を十分認識し、最大限の努力をしてきた。

しかしながらこの20年を超える年月の中で、幾たびかの修理、修繕を行ってきたが、老朽化の進みは速く、また平成9年には「学校給食衛生管理の基準」が文部科学省から示されるなど、抜本的な対応が必要な状況となってきた。よって市民の学校給食に対する期待に今後更にこたえるため、当該施設の整備を実施するものである。

その施設整備の方法として、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、民間の資金・能力・ノウハウを活用し効率的に行うことにより、より良い整備を図ることを目的とする。

（２）事業方式

PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運搬等を行う、BTO方式とする。

（３）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・工事期間 平成17年7月から平成19年2月まで
- ・維持管理・給食運搬期間 平成19年3月から平成32年3月31日まで
（ただし、給食等運搬業務は平成19年9月から開始する。）

なお、平成32年4月以降の施設の維持管理及び運搬に関しては、必要に応じて事業者の意見を聞きながら、市が事業期間内に決定する。

（４）業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、「要求水準書」に示すものとする。

ア）施設の設計・建設業務

- 施設の設計・建設業務
- 外構等の設計・建設業務
- 調理設備の設置業務（食器・食缶等を含む）
- 施設備品の設置業務
- 工事監理業務
- 建築確認申請等の手続業務及び関連業務
- 既存施設の撤去業務

イ）所有権移転業務

ウ）施設の維持管理業務

- 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- 清掃業務
- 警備業務

工) 給食等運搬業務(学校給食に係る業務)

給食運搬・回送業務(配送車の調達及び維持管理を含む)

残飯等運搬業務

施設の整備、維持管理及び運搬は、ドライシステムを基本として、学校給食衛生管理の基準(文部科学省平成9年4月1日)に適合するもので、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた、衛生的かつ安全なものとする。

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 調理業務
- ・ 洗浄・残飯処理業務
- ・ 給食費の徴収管理

事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、可児市の休日定める条例（平成元年 12 月 21 日 条例第 22 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わない。

1 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

平成16年6月4日（金）	実施方針の公表
平成16年6月7日（月）	実施方針に関する説明会
平成16年6月7日（月） ～平成16年6月14日（月）	実施方針への意見の受付
平成16年6月25日（金）	実施方針への意見に対する回答
平成16年6月25日（金）	特定事業の選定・公表
平成16年7月16日（金）	入札公告及び入札説明書等の交付
平成16年7月20日（火）	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成16年7月28日（水）	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成16年8月11日（水）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成16年8月20日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成16年9月1日（水）	参加資格審査結果の通知
平成16年9月2日（木） ～平成16年9月14日（火）	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成16年9月2日（木）	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成16年9月17日（金）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成16年9月21日（火）	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成16年10月29日（金）	入札及び提案書の受付
平成16年12月上旬（予定）	落札者決定及び公表
平成17年1月下旬（予定）	仮契約締結
平成17年3月下旬（予定）	事業契約議決及び締結

入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運搬を実施する企業（以下「運搬企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運搬企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ) 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ) 落札者は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、少なくとも代表企業はSPCに対して出資を行うものとする。
- オ) 建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - 市の平成16年度入札参加資格を有していること。
 - HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - 市の平成16年度入札参加資格を有している者で、建築一式工事において、ランクAで登録されていること。
- オ) 運搬企業は、次の要件を満たしていること。
 - 給食事業（学校給食に限らず）に係る運搬・回送業務の実績またはこれに相当する能力を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者

イ) 設計企業及び建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者

ウ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

エ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者

* 本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

オ) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

カ) 可児市学校給食センターPFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ア 参加資格のない者のした入札書
- イ 同一人がした2以上の入札書
- ウ 入札者が協定していた入札書
- エ 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- オ 前掲のほか、入札条件に違反して入札した入札書

(9) 本事業の契約締結に想定する金額として、3,060,000,000 円(税抜き)を可児市議会(平成16年6月)において債務負担設定済である。

(10) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、平成16年7月16日(金)に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、特定事業契約書案及び落札者決定基準等を交付する。

(2) 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

ア) 説明会

- ・日 時：平成16年7月20日(火) 午後2時～午後3時
- ・場 所：可児市総合会館3階第1会議室

イ) 現地見学会

- ・日 時：平成16年7月20日(火) 午後4時～午後5時
- ・場 所：可児市学校給食センター

(3) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア) 受付期間：平成 16 年 7 月 28 日 (水)

イ) 受付方法：質問書 (入札説明書に添付 第 1 号様式) に記入の上、E メールにより提出すること。

ウ) E メールアドレス：kyoikusomu@city.kani.gifu.jp

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を質問者に対し、次のとおり配布する。また、可児市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

ア) 配布日時 平成 16 年 8 月 11 日 (水) 午前 9 時 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 5 時

イ) 配布場所 可児市教育総務課

(5) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けることとする。

なお、入札参加表明書を提出した後に入札を行わない場合は、入札辞退届 (第 7 号様式) を可児市教育総務課へ持参または郵送により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、可児市の行う業務において不利益な扱いはされない。

ア) 受付日時：平成 16 年 8 月 20 日 (金) 午前 9 時 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 5 時
(郵送による場合は、当日必着とする。)

イ) 受付場所：可児市教育総務課

郵便番号：509-0292

住 所：可児市広見一丁目 1 番地

電 話：(0574) 62 - 1111

ウ) 提出書類：次を 1 部提出すること。

入札参加表明書 (第 2 号様式)

参加資格申請書類 (第 3 号様式から第 6 号様式)

参加資格申請書類の添付書類

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成 16 年 9 月 1 日 (水) に入札参加者に通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成 16 年 9 月 2 日 (木) ~ 9 月 14 日 (火) までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 16 年 9 月 21 日 (火) に行う。

(8) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア) 受付日時：平成 16 年 9 月 2 日 (木) 午前 9 時～午後 5 時

イ) 受付場所：可児市教育総務課

ウ) 受付方法：質問書 (入札説明書に添付 第 1 号様式) に記入の上、E メールにより提出すること。

エ) E メールアドレス：kyoikusomu@city.kani.gifu.jp

(9) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を質問者に対し、次のとおり配布する。また、可児市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

ア) 配布日時：平成 16 年 9 月 17 日 (金) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ) 配布場所：可児市教育総務課

(10) 入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者の、入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を、次により受け付ける。

ア) 受付日時：平成 16 年 10 月 29 日 (金) 午後 2 時～午後 3 時

イ) 受付方法：持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、市は受領書を発行する。

ウ) 受付場所：可児市役所 1 階会議室

エ) 受付書類

入札書

入札書 (第 9 号様式) は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して 1 部提出する。

提案書

提案書 (第 10 号様式から第 47 号様式) については、次のとおりとし、各正 1 部副 19 部を提出する。

a 入札書類提出書

b 設計・建設業務提案書

c 維持管理業務提案書

d 給食運搬業務提案書

e 事業計画提案書 (正 1 部のみ第 47 号様式の電子データを収納したフロッピーディスク等を添付すること。)

(11) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

ア) 開札日時：平成 16 年 10 月 29 日（金）午後 3 時 30 分

イ) 開札場所：可児市役所 1 階会議室

(12) その他

ア) 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。

イ) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

提出期限（平成 16 年 10 月 29 日（金）午後 3 時）を過ぎて提案書が提出された場合

提案書に虚偽の記載があった場合

入札説明書等に違反すると認められた場合

入札書類の審査

1 審査委員会の設置

学識経験者及び市職員で構成する可児市学校給食センター整備 P F I 事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が入札書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

委員は次の6名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。なお、審査委員会は、非公開とする。

委員長	櫻井 克彦	中京大学教授、名古屋大学名誉教授
職務代理	片木 篤	名古屋大学大学院教授
委員	宗和 暢之	公認会計士
委員	井戸 英彦	可児市教育委員会教育長
委員	長瀬 文保	可児市総務部長
委員	栗山 愛子	岐阜県学校栄養職員課長補佐

（敬称略）

2 審査の手順及び方法

ア)参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。資格不備の場合は、失格とする。

イ)最優秀提案の選定

入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ)提案内容の定量化審査

審査委員会は、提案書に記載された内容について、別添落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

エ)落札者の決定

市は、審査委員会が選定した最優秀提案を基に、落札者を決定する。

提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 建設予定地等

(1) 建設予定地：可児市大森 25 番地

(2) 用途地域：無指定

(3) 建ぺい率：60%

(4) 容積率：200%

(5) 敷地面積：9,460 m² (登記簿)

(6) 送電線：敷地南側に関西電力の送電線があり、平成 18 年 2 月末までに嵩上げ工事を完了する予定。

2 施設の設計・建設、維持管理、給食運搬の提案等に関する条件

本事業の範囲である施設の設計・建設業務、施設の維持管理業務、給食運搬業務については、別添要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権移転に関する条件

事業者は、平成19年2月末日までに新設本体施設を引渡し、平成19年3月末日までに新設本体施設の登記手続きを完了すること。その際、事業者が委託する土地家屋調査士等により、市名義の建物表示登記及び建物保存登記を行うこととなるため、これらを踏まえて、提案書を作成すること。具体的な手順等については、別添の要求水準書に示す。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成し、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

ア) 建設一時支払金

市は、事業者が実施する施設の建設への対価として、362,666,000 円 (税抜き) を建設一時支払金として、平成 19 年 5 月末日までに事業者に支払う。ただし、国庫補助金額の決定に伴い、建設一時支払金額を変更する場合もある。

イ) 割賦料

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、ア) の建設一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、維持管理・給食運搬期間中、事業者を支払う。

市が維持管理・給食運搬期間を通じて支払う割賦料は、入札参加者が提案する初期投資

費用からア)の建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間 13 年間の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。

割賦料の支払期間は 13 年間とし、平成 19 年度上半期分(4月1日～9月末日)を初回として支払うものとする。以後年 2 回、平成 31 年度下半期分(10月1日～3月末日)までの 26 回の平準化した支払とする。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 16 年 9 月 29 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、平成 19 年 2 月末日の基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物(円 - 円)金利スワップレート(基準日午前 10 時)とする。

ウ) 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び給食運搬の対価を、委託料として維持管理・給食運搬期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。委託料は、入札参加者が提案する金額に物価変動(指定インデックス:消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」))を勘案して定まる額とする。

委託料の支払期間は 13 年間とし、平成 19 年度上半期分(4月1日～9月末日)を初回として支払うものとする。以後年 2 回、平成 31 年度下半期分(10月1日～3月末日)までの 26 回の支払とする。第 2 回から第 26 回までの市払い金額は、物価変動がない限り同額とするが、第 1 回の支払い金額はこの限りではない。(平成 19 年度上半期における給食等運搬業務の実施が 1 ヶ月のみであるため。)

(2) 資金調達における公的支援

本事業は日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資(無利子、有利子)等の対象事業であり、事業者は当該融資を活用することは可能であるが、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、応募者は当該制度の活用を折り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成すること。また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) リスク管理の方針

ア) 基本的考え方

本施設は事業者が提案する施設であるとともに給食運搬は事業者の責任で実施するため、施設の設計・建設、維持管理及び給食運搬上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

イ) リスク分担

市と事業者のリスク分担については、別紙 1「リスクの分担方針」によるものとする。

なお、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

(4) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を執ることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。

イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ) ア) 又はイ) の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

イ) ア) の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

2 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・給食運搬について、定期的に監視を行う。具体的な監視の方法、内容等については、契約書案に定める。また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び給食運搬に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出、実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する対価の支払いの減額等を行うことができることとする。

なお、減額等の方法については、別添資料のとおりとする。

3 事業期間中の事業者と市のかかわり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。

(3) 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する。

4 支払手続

(1) 事業者は、業務完了後、業務完了届を速やかに市に提出する。

(2) 市は、業務完了届受領後 10 日以内に履行確認を事業者に通知する。

(3) 事業者は、履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。

(4) 市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に割賦料及び委託料を支払う。

契約に関する事項

1 契約手続

(1) 市は、落札者を決定し、速やかに基本協定を締結する。その後、落札者は事業者となる S P C を市内に設立する。

(2) 市は、S P C と仮契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者と

し、施設整備費相当の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除する。事業者若しくは工事請負人等は、本事業契約締結前に当該履行保証保険契約の写しを市に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定する。

(4) 仮契約は、可児市議会の議決を経た場合に本契約となる(平成17年定例会(3月議会))。

(5) 事業契約の概要

事業契約は、市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・建設、所有権移転、維持管理及び給食運搬に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。また、事業者は、業務開始に先立ち市と協議の上、維持管理業務及び給食運搬業務に関する計画書を作成する。

2 その他

事業契約の締結については、PFI法第9条の規定に基づき、可児市議会の議決を要する。

なお、事業予定者が事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により事業契約を締結する。

入札説明書等に関する質問書

可児市長 山田 豊 宛

意見者 会社名 _____
 所在地 _____
 担当者 _____
 氏 名 _____
 所 属 _____
 連絡先 _____
 電 話 _____

可児市学校給食センター（仮称）整備事業の入札説明書等に関して、以下の質問がありますので提出します。

< 質 問 >

書類名	入札説明書
関連頁	P5
大項目	入札参加者に関する条件
中項目	1 入札参加者の備えるべき参加資格要件
小項目	(2) 入札参加者の参加資格要件 ウ)
意見内容	

) 意見は1枚につき1問とし、簡潔に取りまとめて記載すること

別添資料1：リスク分担表（案）

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		利益にかかる法人税率の変更		
		上記以外の税率変更及び新設課税		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		
		調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
	事故の発生リスク	調査・建設・運搬段階での事故の発生		
	環境保全リスク	設計・建設・運搬するうえでの環境の破壊		
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した設計・測量・地質調査部分		
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認によるもの		
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ			
金利変動リスク	提案から竣工日までの金利変動			
	竣工日以降の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画・設計	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
資金調達リスク	必要な資金の確保に関すること			
建設	工事遅延・未完工リスク	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運搬	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運搬費上昇リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合		
	配送の遅延リスク	配送の遅延による問題の発生		

：主分担 ：従分担
 不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。